

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年2月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20230203	有限会社政友商事（法人番号3200002007631）代表者小林正樹	岐阜県各務原市蘇原東島町1丁目87番地の3	本社営業所	岐阜県各務原市蘇原東島町1丁目87番地の3	輸送施設の使用停止（40日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年10月19日、監査方針に基づき、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(6)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	4	4
2	20230206	有限会社西尾企画（法人番号6200002024616）代表者西尾弘蔵	岐阜県恵那市三郷町佐々良木2019番地5	本社営業所	岐阜県恵那市武並町竹折1432-4	輸送施設の使用停止（40日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年9月27日、監査方針に基づき、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	8	4
3	20230210	小坂運材株式会社（法人番号5200001025748）代表者後藤修	岐阜県下呂市小坂町坂下631	岐阜営業所	岐阜県加茂郡坂祝町酒倉字山本1659番地	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年8月23日、監査方針に基づき、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年2月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
4 20230210	株式会社日本通商（法人番号 6190001013877）代表者城野高大	静岡県田方郡函南町塚本 231番地の24	本社営業所	静岡県田方郡函南町塚本 231番地の24	輸送施設の使用停止（110日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和4年6月27日、監査方針に基づき、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(3)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)定期点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(5)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(6)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(10)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	11	11

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年2月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5 20230213	株式会社エムシーライン(法人番号5180301013182) 代表者成瀬清二	愛知県安城市山崎町境15	本社営業所	愛知県安城市山崎町境15	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年3月1日及び令和4年3月9日並びに令和4年3月28日、監査方針に基づいて監査を実施。13件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行指示書の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(9)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	9	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年2月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
6 20230213	有限会社ライツ(法人番号2180302013275) 代表者高山恵一	愛知県豊川市宿町野川87番地	本社営業所	愛知県豊川市宿町野川87番地	輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年10月12日、酒気帯び運転による事故を端緒として、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	11	11

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年2月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
7 20230215	伊勢物流有限会社(法人番号 8190002008321) 代表者 廣一幸	三重県伊勢市宮川1-13-15	本社営業所	三重県伊勢市宮川1-331-1	輸送施設の使用停止(150日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号	令和4年6月28日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。18件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(3)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(4)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(6)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(7)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(10)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(13)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(14)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(15)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(16)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(17)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(18)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の3)	15	15

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年2月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
8 20230220	大興運輸株式会社(法人番号 8180301014153) 代表者河井康司	愛知県刈谷市新栄町2-38	岡崎支店	愛知県岡崎市島坂町字川ノ前16-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	令和5年1月24日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
9 20230227	鈴和建设有限会社(法人番号 2080402007435) 代表者鈴木淳公	静岡県湖西市古見1297	浜松営業所	静岡県浜松市西区舞阪町浜田617-1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和4年5月31日、監査方針に基づき、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点検整備記録簿等の未記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)	15	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年2月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
10 20230227	鈴和建设有限公司(法人番号 2080402007435) 代表者鈴木淳公	静岡県湖西市古見1297	本社営業所	静岡県湖西市古見1297番地	輸送施設の使用停止(130日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和4年5月31日及び令和4年7月14日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)定期点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(5)点検整備記録簿等の未記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(7)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(8)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(9)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(10)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(11)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(12)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(13)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(14)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(15)運行管理者の選任解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)	15	13

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年2月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
11	20230227	藤喜運輸株式会社(法人番号7180001079200) 代表者高木通吉	愛知県瀬戸市鳥原町925番地の8	本社営業所	愛知県瀬戸市鳥原町925番地の8	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号	令和4年9月15日、令和4年10月12日、令和4年11月7日及び令和4年11月25日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号) 監査の実施後、岐阜営業所が廃止されたため、本社営業所に対して行政処分を実施。	7	1
12	20230228	丸松急行株式会社(法人番号1080401005218) 代表者松永晴喜	静岡県浜松市南区鶴見町257	本社営業所	静岡県浜松市南区鶴見町字上新割257	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和5年2月7日、監査方針に基づき、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。